

福井町長 議案の提案説明をします。本臨時議会に提出の案件は2件です。内訳は報告1件、条例改正1件です。報告の内容は、専決処分5件、条例の一部改正3件、補正予算1件、その他1件となっています。報告第2号、専決処分した事項の承認。専決第2号、牟岐町税条例の一部を改正する条例。平成29年度税制改正に伴う町税条例の改正で、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、新たな固定資産税の税額算定方法の導入等が主なものです。専決第3号、牟岐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成29年度税制改正に伴う町国保税条例の改正で、保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更です。専決第4号、工事請負契約の変更。平成28年度、都市防災総合推進事業（中村・西浦地区）整備工事の工期を変更するもので、平成29年3月31日の完成工期を平成29年11月30日に変更するものです。専決第5号、平成28年度牟岐町一般会計補正予算。この専決予算は28年度の最終予算で、歳出の主なものは、精算による不用額の減額と財政調整基金2億4千万円の積立てです。歳入は、主に地方交付税の決定分です。歳入、歳出それぞれ202,669千円を追加し、最終予算総額を3,463,048千円とするものです。専決第6号、牟岐町過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。法改正により、地方税の課税免除に伴う措置の対象業種の変更です。議案第23号、牟岐町社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。共同作業所解体に関連し、第2条表中の共同作業所を削る一部改正です。以上で提案説明を終わりますが、詳細については関係課長から説明をいたしますので、どうかよろしく願いいたします。